

被災地の事業主、船舶所有者、被保険者の皆さまへ

東日本大震災に対処するための厚生年金保険等の標準報酬月額の改定等の特例措置についてのお知らせ

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が、去る5月2日（火）に公布・施行され以下の措置が講じられることとなりました。

1. 標準報酬月額の改定の特例

被災地域における事業所の被保険者に係る健康保険、船員保険及び厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から改定ができることとされました。

2. 保険料の免除の特例

被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険料の免除ができることとされました。

3. 厚生年金基金の標準給与の月額及び掛金等の免除の特例

上記1の厚生年金保険の標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合には、標準報酬月額を改定された月に係る加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出ることにより同様に改定することができることとされました。


また、上記2の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、厚生年金基金に申し出ることによってその掛金または徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとされました。

4. 子ども手当（児童手当）の拠出金の免除の特例

災害地域における事業所において、上記2の特例により厚生年金保険料を免除された事業所は、子ども手当法により適用される場合の子ども手当の事業主拠出金を免除することができることとされました。

※ 郵便物が届かない状況となっている場合がございますので、住所を変更されている場合は年金事務所に住所変更届を届出いただき、一時的に避難所にいらっしゃるなど住所変更されていない場合でも郵便局に避難先届を出していただくなど、転送のお手続きなどをしていただきますようお願いいたします。

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ！

 **0120-707-118**

050 番号の IP 電話からは **03-6700-1131**

期 間 : 平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時まで

※一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 でもお受けしています。